

三百六十番歌合

—— 成立時期と和歌史的意義 ——

峯村文人

「續群書類從」卷第四百八和歌部四十三に「三百六十番歌合」といふ歌合が收められてゐる。從來、この歌合の成立時期は土御門天皇の正治二年（西紀一二〇〇年）とせられて居り、それに就いては何等の疑問も持たれるところが無かつたやうである。又、この歌合が新古今時代に於いて、千五百番歌合や六百番歌合に次ぐ大歌合である事に氣附かれてはゐたけれども、この歌合の内容や和歌史的意義に就いて特に論究せられるといふ事も無かつたやうである。しかし、しばらく考察の眼を向けて見ると、この歌合の成立時期が正治二年ではなくその翌年の建仁元年とせられなくてはならない事、この歌合は撰歌合の一種と見らるべきものでいちじるしく撰集的である事、この歌合には多くのすぐれた作品が集められて居り撰者の抱負の大きさと識見の高さとに甚だ注目せらるべきものがある事、「新古今和歌集」との親しい聯關が考へ得られる事等があきらかにせられるのであつて、この歌合の存在は、新古今時代といふものを考へる上に輕視し難いものがあるやうに思はれて來るのである。

この考察に使用した三百六十番歌合は「續群書類從」所收のものと山岸徳平先生御所藏の寫本とであるが、他に圖

書寮本をも参看した。

一 成・立時期

三百六十番歌合には漢文の序が附せられてゐて、その序文の末尾に「于時正治二事歟聖曆庚申涼秋己酉記之云爾」とあり、第一春部の最初には特に「正治二年」と記されてゐる。そして、正治二年は正しく「庚申」の年に當つてゐるから、この序文は正治二年に書かれたものと認めて差支がない。次に、「涼秋己酉」が問題となる。「涼秋」といふのは普通には陰曆九月の異稱とせられてゐるが、正治二年の九月には「己酉」の日が無く、八月の二十六日が己酉に當つてゐるからである。そこで、「涼秋」といふのが「八月」に用ひられた例は無いかどうかであるが、その點に就いて當時の文献を探つて見ると、慈圓の家集「拾玉集」の中に「涼風九月」卷第三といふ用例も「涼秋八月」卷第五といふ用例も共に見いだし得られるのである。さうすると、三百六十番歌合の序文は、正治二年八月二十六日に記されたものと解するのが至當とせらるべきであらう。

序文の上だけであるならば三百六十番歌合の成立時期はこれであきらかにせられたわけであつて、特に取り上げらるべき程の事もない。しかるに、この歌合を構成してゐる作品の上からすると、この歌合が正治二年に成立したものと認め難いのである。それは正治二年の翌年に當る建仁元年二月に行はれた老若五十首歌合及び同年三月二十九日に行はれた新宮撰歌合の二つの歌合の歌の中から甚だ多くの歌が撰入せられて居り、この二つの歌合が三百六十番歌合にとつて重要な資料とせられてゐた事が知り得られるからである。

今、三百六十番歌合に就いて、老若五十首歌合二百五十番。歌數五百首。及び新宮撰歌合三十六番。歌數七十二首。の作品から撰入せられてゐるものを調査して見ると、老若五十首歌合の作品三十七首、新宮撰歌合の作品十五首をそれぞれ見出す事が出来る。

すなはち次の通りである。

三百六十番歌合中に存する老若五十首歌合の作品。括弧内はその作品の老若五十首歌合における所在位置。

第一、春部。

○四番、右(春、四番、右)○十番、左(春、十六番、左)○十九番、左(春、六番、左)○三十一番、右(春、三十六番、右)
○三十四番、右(春、四十二番、右)○四十番、左(春、四十番、右)○五十二番、左(春、三十九番、右)○五十四番、左
(春、三十四番、右)○五十六番、左(春、三十五番、右)○六十五番、左(春、四十三番、右)○六十八番、左(春、三十六番、左)

第二、夏部。

○一番、左(夏、五十一番、右)○十一番、左(夏、六十四番、右)○十七番、左(夏、七十六番、右)○五十二番、左(夏、八十五番、右)○五十五番、右(夏、九十五番、右)○五十八番、左(夏、八十八番、右)○六十一番、左(夏、八十六番、左)

第三、秋部。

○一番、左(秋、百三十五番、右)○七番、左(秋、百二十二番、右)○十五番、左(秋、百十八番、右)○三十一番、右(秋、百十六番、右)○六十五番、左(秋、百二十六番、右)

第四、冬部。

○十二番、左(冬、百五十一番、右)○十九番、右(冬、百五十四番、右)○二十二番、左(冬、百六十七番、右)○二十二番、右(冬、百七十番、右)○二十四番、左(冬、百八十八番、右)○二十五番、左(冬、百六十三番、右)○二十六番、左(冬、百六十八番、右)○三十一番、左(冬、百六十八番、左)○五十番、左(雑、二百十番、右)

第五、雑部。

○六番、左(雑、二百二十六番、右)○八番、右(雑、二百五十番、左)○十番、右(雑、二百三十八番、右)○五十六番、左(秋、百三十九番、右)○六十九番、左(雑、二百七番、右)

附記。調査を進めるならば更にこれ以上の歌數にのぼるかと思はれるが、今はその必要を認めない。

三百六十番歌合中に存する新宮撰歌合の作品。括弧内はその作品の新宮撰歌合における所在位置。

第二、夏部。

○十九番、左(八番、左)○二十一番、左(十番、左)○六十一番、右(十一番、左)○六十二番、左(十五番、右)○六十二番、右(十四番、右)

第三、秋部。

○二十七番、左(十八番、右)○三十七番、左(二十一番、右)○五十三番、右(二十番、右)

第四、冬部。

○八番、左(十七番、左)○十九番、左(二十六番、右)○三十四番、左(二十二番、左)○三十四番、右(二十四番、左)○三十九番、左(二十八番、右)

第五、雜部。

○三十一番、左(三十三番、左)○三十三番左(三十二番、右)

以上のやうな調査の結果から、老若五十首歌合と新宮撰歌合とが三百六十番歌合の重要な資料とせられてゐた事はあきらかである。しかし、この二つの歌合は果して建仁元年に行はれたものであつたか、建仁元年に行はれたものであるとしても、その作品は正治二年に詠ぜられてゐたものではなかつたか、が一つの問題となるであらう。

先づ老若五十首歌合の行はれた時期に就いて見ると、「群書類從」のこの歌合に「建仁元年二月」とあり、定家の「拾遺愚草」に見えるこの歌合の五十首「院五十首」とある。に「建仁元年春」とあり、「和歌合略目錄」にも建仁元年二月とせられてゐる。又、更に精しいものでは藤原雅經の家集である「明日香井和歌集」及び「後鳥羽院御集」があつて、「明日香井和歌集」には「建仁元年二月十二日奏覽」とあり、「後鳥羽院御集」には「建仁元年二月」とあつて「十六十八兩日有_二評定_一。被_レ付_二勝負_一。」と注記せられてゐる。したがつて、この歌合は、各作者の作品が建仁元年二月十二日前後に奏覽せられ、二月十六日十八日の兩日に判が加へられたものである事を知り得るのである。ただ、最もよい参考記録を示してくれる筈の「明月記」は、同年一月及び二月の部分を缺いてゐるので、これ以上の消息を知り

得ない。

次に、新宮撰歌合に就いては、「群書類從」に「建仁元年三月二十九日」とあり「作者隱名褒貶」とあるが、「明月記」にもこの撰歌合の記録があつて、その模様を三月二十八日二十九日の條に甚だ精細に傳へてゐる。「和歌合略目録」に二月二十九日の事と「明月記」によれば、この撰歌合の作品は各作者から十首づつ提出せられたものであつて、三月二十二日以前あまり遠くない日に題が與へられ三月二十八日に提出せられたのであつた。「明月記」の三月二十八日の條には左右の和歌が撰せられた模様を記録してゐるが、同日記の三月二十二日の條には「十首歌給先日、來廿八日可進之由有仰」とある。又、「群書類從」に「作者隱名褒貶」とあるのに該當する記録も二十八日の條に見るのである。かういふ風であるから、この撰歌合の作品が正治二年から用意せられてゐたものなどであり得ない事も極めてあきらかであらう。

以上の二つの歌合に關する事實から、三百六十番歌合の成立時期は少くとも建仁元年三月二十九日以後でなくてはならない事となる。そして、序文によつて考へ得られる正治二年とはあきらかにくひ違ふところが見出だされるのである。

三百六十番歌合の成立に關して、老若五十首歌合と新宮撰歌合とから得た以上の事實に對し、特に重要な補助資料になり得るものとして、次に正治二年の百首歌の問題を指摘しなければならぬ。後鳥羽上皇は正治二年に再度の百首歌を召された。「正治二年院御百首」(初度)・「正治二年第二度百首和歌」といふ名稱で傳へられてゐる二つの百首歌がそれであり、三百六十番歌合にはこの二つの百首歌からも甚だ多くの作品が撰入せられてゐる。特に、歌合中の後鳥羽上皇の御作三十九首の中、十五首は初度の百首の御作であり、五首は第二度の百首の御作であり、又、式子内親王の御作三十九首の中、二十首は初度の百首の御作である。式子内親王の正治二年の百首歌の中、二十五首といふ多數が「新古今和歌集」に入集になつてゐる事は既に先人

の指摘せられたところである。なほ、後鳥羽上皇の御作は、正治二年の再度の百首歌の御作を除いた残りの十九首はすべて老若五十首歌合もしくは新宮撰歌合中に見いだされるものである。今、三百六十番歌合中の後鳥羽上皇及び式子内親王の御作に就いて正治二年百首・老若五十首歌合・新宮撰歌合の歌の所在位置を次に示して見よう。

後鳥羽上皇の場合。

三百六十番歌合に於ける初度百首の御作の所在位置。(計十五首)

- 第一、春部。一番、左。○同上。六十三番、左。○同上。七十二番、左。○第二、夏部。二番、左。○同上。十三番、左。○同上。三十五番、左。○同上。五十三番、左。○第三、秋部。十番、左。○同上。十八番、左。○同上。二十五番、左。○第四、冬部。一番、左。○同上。三十八番、左。○第五、雑部。一番、左。○同上。十九番、左。○同上。二十一番、左。

三百六十番歌合に於ける第二度百首の御作の所在位置。(計五首)

- 第一、春部。二十六番、左。○同上。五十七番、右。○第二、夏部。二十番、左。○第四、冬部。三十五番、左。○同上。五十五番、左。

三百六十番歌合に於ける老若五十首歌合の御作の所在位置。(計十六首)

- 第一、春部。五十二番、左。○同上。五十六番、左。○同上。六十五番、左。○第二、夏部。一番、左。○同上。十一番、左。○同上。十七番、左。○同上。五十二番、左。○第三、秋部。一番、左。○同上。七番、左。○同上。十五番、左。○同上。六十五番、左。○第四、冬部。十二番、左。○同上。二十六番、左。○同上。五十番、左。○第五、雑部。六番、左。○同上。五十六番、左。

三百六十番歌合に於ける新宮撰歌合の御作の所在位置。(計三首)

- 第三、秋部。二十七番、左。○同上。三十七番、左。○第四、冬部。三十九番、左。

式子内親王の場合。

三百六十番歌合に於ける初度百首の御作の所在位置。(計二十首)

- 第一、春部。二番、右。○同上。十八番、右。○同上。三十番、右。○同上。三十六番、左。○同上。六十二番、左。○同

上。六十六番、右。○第二、夏部。二十四番、右。○同上二十九番、右。○同上。三十一番、右。○同上。四十三番、右。○同上。四十五番、右。○第三、秋部。二番、右。○同上。二十九番、左。○同上。五十九番、右。○同上。六十八番、右。○第四、冬部。四番、右。○同上。六十三番、左。○同上。六十八番、右。○第五、雜部。十六番、左。○同上。四十四番、右。

以上の通り、正治二年の再度の百首歌も、三百六十番歌合の重要な資料とせられたものであつた事が知り得られる。そして、この事實も亦、三百六十番歌合の序文に「于時聖曆庚申涼秋己酉」と記されてゐる事と歌合の内容とが正しく一致する事を認めさせない事實なのである。

正治二年初度の百首歌は、「後鳥羽院御集」に「正治二年八月御百首。人々多詠之」とも見える通り、諸歌人達によつて主として八月に提出せられたものであるが、此の百首歌の経緯に就いては定家の「明月記」に精しく記されてゐる。俊成が、有名な「和字奏狀」「正治奏狀」ともいふ。を記し、木條家の策動によつて作者の列から除外せられようとした定家が救はるべき激しい意見を奏上したのもこの百首の際の事であつた。「和字奏狀」及び「明月記」「明月記」の正治二年七月十五日から九月にわたる記録によれば、正治二年初度の百首歌に就いては次のやうな事實が知り得られるのである。すなはち、この百首歌の御沙汰は正治二年七月十五日頃にあつた事、定家はこの百首歌を八月二十五日に上皇に詠進して居り、當時、慈圓・忠良・經家・季經・隆信・師光・寂蓮・實房・俊成・隆房等も同じく詠進してゐる事、定家は八月二十三日二十四日頃はまた百首歌の一部を制作しつつあり、二十五日の詠進の日も二三首改めてゐる事、定家は九月五日に式子内親王及び後京極良經の百首歌を見てゐる事、九月には諸歌人の百首歌に就いて評定が行はれたらしい事等である。次に第二度の百首歌であるが、この百首歌に就いては、「明月記」にも何等記してゐるところが無い。「後鳥羽院御集」所收の「正治貳年第二度百首」にも「月日未勘」と注記せられてゐる。たゞ、雅經の「明日香井和歌集」所收の「後鳥羽院第二度百首」に正治二年の「冬日、詠百首應製和歌」である事を注記してゐる

のが、この百首歌の詠進せられた時期を窺ひ得る唯一のものであらう。初度の百首歌に就いては九月にはいまだ評定が行はれてゐたわけであるから、當然、この第二度の百首歌の詠進せられたのは冬に入つてからであると考えられるのである。正治二年の初度及び第二度の百首歌の制作時期が以上の通りであり、かつ、この二つの百首歌の作品が三百六十番歌合の重要な資料を提供してゐた事が先に見た通りであるから、序文によつて推定し得る三百六十番歌合の成立時期と、この歌合を構成せしめてゐる作品の制作時期とのくひ違ひがここにも生じて来る事になる。この事實は、三百六十番歌合に建仁元年の老若五十首歌合の作品や新宮撰歌合の作品が撰入せられてゐるといふ事實と相俟つて、三百六十番歌合の成立が序文の記された時期よりはるかに後である事をいよいよ確實ならしめるであらう。

三百六十番歌合の成立時期の問題にかかはりを持つ事がらとしては、なほ、別に、この歌合において作者名の上に記されてゐる官職とこの歌合に加へられた作者の生歿との問題から、二つの事がらを取り上げ得る。

その一つは慈圓の問題である。それは、この歌合に慈圓の事を「天台座主」と記してゐるが、慈圓は正治年中に天台座主に補せられてはゐなかつたからである。慈圓は、建久三年（一一九二年）十一月二十九日に權僧正に任ぜられ天台座主に補せられたが、兄藤原兼實が源通親の勢力に壓倒せられて建久七年（一一九六年）十一月二十五日に關白を辭したのにもなひ、その翌二十六日に天台座主・權僧正を辭した。そして、再度天台座主に補せられたのは建仁元年（一二〇一年）二月十八日の事であつた。「天台座主記」「愚管抄」その他参照。さうして見ると、三百六十番歌合に慈圓の事を「天台座主」と記したのは建仁元年二月十八日以後の事と見るのが自然であらう。慈圓は正治二年初度の院百首の際には「前大僧正慈圓」として名が連ねられてゐる。第二度の百首の際には「神主康業」として参加。「明月記」を見ると、慈圓の事を、正治二年の間は「白河僧正」八月二日・「僧正御房」九月十日・「白川僧正御房」のやうに記してゐるが、翌建仁元年の三月になると「前權僧正」三月十日のごときが見られる以外に、はつきりと「座主」三月二日のやうに記してゐるところも見られる。慈

圓に關する以上の事實は、三百六十番歌合が建仁元年二月十八日以後に筆が加へられてゐる事を示す一つの有力な根據たるを失はないであらう。

次に取り上げてよいと思はれるのは、式子内親王の御歿年の問題である。三百六十番歌合の作者は、すべて、當時生存中の歌人を以てあてたやうである。しかるに、式子内親王三百六十番歌合には「前齋院」として見えてゐる。正治二年の百首歌の場合も同様である。は建仁元年正月二十五日に歿せられてゐる。この點よりするならば、三百六十番歌合は、少くとも建仁元年正月二十五日以前に作者の人選その他の骨組が出来上つてゐたと見るのが至當とせられるであらう。

なほ、「新古今和歌集」卷第九、羈旅歌の中に、

千五百番歌合に

宜秋門院丹後

おぼつかな都にすまぬ都鳥こと問ふひとにいかが答へし

といふのがあり、この一首が三百六十番歌合第五雜部の十一番右に加へられてゐる事に就いて附言しよう。若し、この詞書が正しいならば、三百六十番歌合の中には建仁元年六月以後の作品も加へられてゐる事になるわけである。周知の通り、千五百番歌合は建仁元年から二年にかけて行はれたものであり、その歌合の百首歌に就いては、建仁元年六月六日及び十一日の「明月記」の記事によつて、六月十日前後に詠進せられたものである事が知られるからである。しかし、「新古今和歌集」の詞書は誤りであり、この宜秋門院丹後の作は、正治二年初度の百首歌の中に「鳥」といふ題を以て詠ぜられてゐるものであつて、千五百番歌合の百首の中には存在しないのである。

最後に、ひるがへつて、三百六十番歌合の序文にこの歌合の内容に關して記されてゐる記述と實際の内容とを比較して見て、序文の記された時期以外の點に實際の内容と矛盾するところはないのであらうか。しかし、その點に就いて見ると、歌合全體の體裁といふ方面からしても、選拔せられてゐる作者といふ方面からしても、矛盾するところは

無いやうに思はれる。

以上に觀て來たところによつて、三百六十番歌合の成立時期に關しては、次のやうに考へてよいかと思はれるのである。

(1) 序文は正治二年八月二十六日に記されたものである。

(2) この歌合の完成したのは建仁元年三月二十九日以後である。

(3) この歌合の包含する作品が後に見るやうに非常な廣範圍から集められたものであり、各作者に對する態度も後に見るやうにかなり周到慎重であつたと見られるから、この歌合は短時日の間に成立したものであるとは考へられない。したがつて、正治二年八月二十六日に序文も記され、その頃からはつきりした方針も定められて居り、一應の體裁は正治二年中に整へられたのであらうが、同年中及びその後、「新古今和歌集」の成立等に就いて見られるのと同様の切出や切繼のごときが行はれたものと考ふべきであらう。特にこの歌合の作者と作者の作品數との關係等から見ると、作者選抜の方針のごときは序文の記された當時から確固たるものがあつたのでは無からうかと思はれる。

(4) この歌合の序文の記されたのが八月二十六日であり、正治二年初度の百首歌が各歌人から詠進せられたのが二十五日を中心とした頃であり、その百首歌の中から、上皇の御作をはじめ非常に多くの作品がこの歌合の中に加へられてゐるといふ事實から考へ合はせると、この歌合の成立には正治二年初度の百首歌が一つの重要な契機をなしてゐるのでは無からうかと思はれる。

二 内容の特殊性

次に、三百六十番歌合の内容の特殊的性格に就いて考察して見たい。

第一に、この歌合には漢文の序が備へられてゐる事に注目したい。ここに、先づ、この歌合の持つ撰集的性格があらかりかに認められる。次にその全文を掲げよう。

夫和歌者吾朝萬代之習俗也。見形外之言、知動内之意、象天法地。至哉玄哉。花匂鳥音自發陰陽之氣、春光秋色暗含日月之明。物皆有之。歌亦有之。方今擬五行而次篇、感寒暑來往之應律、乘一年而結番。思朝暮廻轉之移時、左右合歌。慣兩十五番之昔、緇素定數、慕三十六人之風、不判優劣。見者思慮所好各異。何執一偏。抑重代未必得風骨、風骨未必依宏才、宏才未必詠秀歌。々々未必限名人。悉兼之者獨步古今。不兼之者互有得失。取捨義區。敢勿是非。于時聖曆庚申涼秋已酉記之云爾。

序の作者は、序の冒頭に「夫和歌者吾朝萬代之習俗也。」と記してゐるが、これから「物皆有之。歌亦有之。」までは、「古今和歌集」の紀淑望の序の冒頭「夫和歌者託其根於心地、發其花於詞林者也。人之在世、不能無爲。思慮易遷、哀樂相變。感生於志、詠形於言」から「若夫春鶯之轉花中、秋蟬之吟樹上、雖無三曲折、各發三歌謠。物皆有之。自然之理也。」の精神を承けてゐる事があきらかであらう。又、右の中、「夫和歌者吾朝萬代之習俗也。」といふ思想は、「本朝續文粹」卷第三に收められてゐる和歌博士紀朝臣貫成の問文「詳三和歌」の冒頭に見える「夫和歌者志之所之也。心動於中、言形於外。是以春花開朝、爭濃艷而賞翫。秋月朗夕、望清光而詠吟。誠是日域之風雅、人倫之師友者也。」や同じく「本朝續文粹」卷第十一に收められてゐる大學頭孝言の「納和歌集等於平等院經藏」記の冒頭に見える「和歌者不開八萬十二之教文、無載姬且孔父之典籍、唯爲日域之風俗。」や更に能因法師の「玄々集」の序に見える「和歌者本朝之風俗也。」や藤原俊成の「千載和歌集」の序に見

える「おほよそこのことわざ、わが世の風俗として、これを好み玩ばば、名を世々に残し、これを学び携はらざるは、面を墻にしてたてたらむが如し。」のごときにかがはれる思想の繼承に外ならない。このやうにして、三百六十番歌合の序は、冒頭に先づ和歌集撰定者の氣構へを述べてゐるのである。

次に、序はこの歌合の結構に就いて「方今擬_二五行_一而次_レ篇、感_二寒暑來往之應律_一、乘_二一年_一而結_レ番。思_二朝暮廻轉之移_レ時、左右合_レ歌。」と記してゐる。これは、この歌合が三百六十番であり、春・夏・秋・冬・雜の五部から成り立つてゐる事と一致してゐる。しかし、ここは紀貫之の「新撰和歌」から学んでゐるところがあきらかに見られるのであつて、この事はこの歌合の意圖したところをかがはしめるに足りる一事實として注目し得る。貫之は、「新撰和歌」の序に、新撰和歌三百六十首の撰歌精神を述べると共に、その配列方法と三百六十首の歌數とに就いて、「爰以_二春篇_一配_二秋篇_一、以_二夏什_一敵_二冬什_一、各相_二鬪文_一兩兩雙書焉。慶賀哀傷、離別羈旅、戀歌雜歌之流、各又對偶。總三百六十首。分爲_二四軸_一。蓋取_二三百六十日_一、關_二於四時_一耳。」と述べてゐる。三百六十番歌合が一年の三百六十日に乘じて三百六十番といふ番數を選んだのは「新撰和歌」が一年の三百六十日に應じて三百六十首といふ歌數を選んだところに学んだのに外ならないし、又、三百六十番歌合が朝暮廻轉といふ時の移行を思ひ合はせて左右の歌を合はせたのは、「新撰和歌」が春の歌と秋の歌、夏の歌と冬の歌、慶賀の歌と哀傷の歌、離別の歌と羈旅の歌、戀の歌と雜の歌といふやうな對偶的配列を行つてゐるところに学んだのに外ならないと思ふ。更に三百六十番歌合の序に「至哉玄哉。」とあるのは「新撰和歌」序に「今所_レ撰玄又玄也。」とあるところから來てゐる事も最早うたがひが無いであらう。三百六十番歌合が、貫之の「新撰和歌」を編纂した精神を汲んでなされたものである事がこのやうな點からあきらかにうかがはれるのであるが、したがつて、三百六十番歌合の成立せしめられるに當つて抱かれてゐた抱負にも觸れ得られるやうに思ふのである。貫之の「新撰和歌」は、醍醐天皇の崩御によつて勅撰和歌集の列に

は加へられなかつたものであるけれども、「古今和歌集」の勅撰があつて後、醍醐天皇から貫之一人に對して下された和歌撰集の勅命に基づいて編纂せられたものであつた。さうすると、その「新撰和歌」の精神を汲んで成立せしめられた三百六十番歌合の抱負も並々ならないものであつた事が推察し得られるであらう。ところで、なほ先蹤を尋ねると、能因法師が「玄々集」を著した精神にも貫之の「新撰和歌」の精神が影響して居る。「玄々集」の序には、
和歌者。本朝之風俗也源流起ニ於神代、雅詠盛ニ于人世。是以延喜御宇之時、紀貫之奉レ勅、玄之亦玄三百六十首。其外撰集之家往々有レ之。今予所レ撰者、永延已來寛徳以往篇什也。不レ知ニ當時之褒貶。只憶ニ向後之消没ニ之故也。上自ニ王后ニ下至ニ士女ニ、粗擢ニ其門之上科ニ聊敘ニ此道之中興ニ而已。

と記されてゐるのである。「玄々集」に就いては、早く「後拾遺和歌集」の序に「また近く能因法師といふ者あり。心、花の山の跡を願ひて、言葉、人にしられたり。わが世にあひとしあひたる人の歌を撰びて玄々集と名づけたり。」と述べられて注目せられてゐるが、右の「玄々集」の序を見ると、「玄々集」も亦三百六十番歌合に影響するところがあつたと考へざるを得ない。すなはち、「玄々集」の序には、「是以延喜御宇之時、紀貫之奉レ勅、玄之亦玄三百六十首。」とあるが、これは能因法師が、「玄々集」を撰するに當つて、「新撰和歌」に学ぶところがあり、「新撰和歌」の精神を繼承してゐるといふ事をあきらかに示したものである。又、「玄々集」の序の冒頭は「和歌者本朝之風俗也。」である。三百六十番歌合の序の冒頭が「夫和歌者吾朝萬代之習俗也。」であるのは、先にも觀た通り多くの先蹤はあるにしても、「玄々集」の序に最も強く影響せられてゐるものと見るべきであらう。さうすると三百六十番歌合撰定の精神には、「玄々集」が撰定せられた際にはたらいだ精神も亦ひびいてゐるといはなくてはならないのである。このやうにして、貫之の「新撰和歌」から能因法師の「玄々集」へ、そして、更に三百六十番歌合へとつながる撰集編纂の精神はまことにあきらかなものがあるといふべきであらう。

次に、三百六十番歌合の序に「慣三兩十五番之昔」、緇素定レ數、慕三三十六人之風」、不レ判三優劣一。」とあるところに注目せしめられる。三百六十番歌合の作者は三十六人であり、勝負の判は下されて居ないし、判詞も無い。「慣三兩十五番之昔」といふのは藤原公任の撰である前後十五番歌合にならつた事をいふのであり、「慕三三十六人之風」といふのも、同じ公任の「三十六人撰」にならつたものである事はあきらかであらう。この公任の前後十五番歌合と「三十六人撰」とは歌人達から非常に重んぜられてゐたものであつて、「後拾遺和歌集」の序に「大納言公任卿三、十、ち、あまり、六、つ、の、歌、人、を、ぬ、き、出、で、し、これ、か、れ、た、へ、な、る、歌、も、ち、あ、ま、り、五、十、ぢ、を、か、き、い、だ、し、又、十、あ、ま、り、五、つ、が、ひ、の、歌、を、合、せ、て、世、に、傳、へ、た、り。」とあるのも公任の十五番歌合と「三十六人撰」とに就いて述べたものである。特に、前後十五番歌合に就いては、「梁塵秘抄」巻第一の今様の中に、「聞くにおかしき和歌の集は、後撰古今拾遺抄、新撰、金玉朗詠集、六帖前後の十五番」と謡はれてゐる。しかも、ここに前後十五番歌合を貫之の「新撰和歌」の集と共に「聞くにおかしき和歌の集」として教へてゐる事は前後十五番歌合の特殊性を語るものとして興味が深い。なほ、西行法師の御裳濯川歌合の判詞の中に、俊成も「四條大納言公任卿、さまざまのうたの道をみがき、あるは、とをあまり、い、つ、い、が、ひ、の、歌、を、合、は、せ、あ、る、は、三、十、あ、ま、り、六、つ、が、ひ、の、う、た、を、た、か、は、し、め、九、し、な、の、歌、を、さ、だ、め、た、り。」と述べてこの歌合の名を擧げてゐる。今、試みに、前十五番歌合に加へられてゐる作品にして「古今和歌集」以下の勅撰和歌集に入集せしめられてゐるものをしらべて見ると、三十首の中二十八首に及び五、「古今」六、「後撰」一、「拾遺」十、勅撰和歌集に見出だされないのは八番の清原元輔の歌と九番の藤原元眞の歌との二首に過ぎない。又、後十五番歌合の作品にして「拾遺和歌集」以下の勅撰和歌集に入集せしめられてゐるのは三十首の中二十四首に及び「拾遺」一八、勅撰和歌集に見出だされないのは四番の助忠の歌・六番の齋院宰相の歌と赤染衛門の歌・七番の嘉時の歌・九番の戒秀の歌・十番の兼隆の歌の六首に過ぎない。後十五番歌合の作品が「古今和歌集」や「後撰和歌集」に見えないのは、前十五番歌合の作者が、人麻呂や赤人を含め、主として延喜・天曆の時代の歌人であるのに對して、

後十五番歌合の作者が主として公任
の時代の歌人であるからである。以て前後の十五番歌合が他の和歌集と並べて珍重せられた理由も了解し得るであらう。なほ、後十五番歌合の撰者に就いては異説がある。「和歌現在書目録」には「或道雅。或定頼云々。未決。」ともあれ、三百六十番歌合の撰定者が以上のやうな前後十五番歌合や「三十六人撰」にならつてゐるといふ事も、この歌合の撰集的性格を更に強めて來るのである。

序に於いて、最後に注目せられるのは、この大歌合が作品の優劣の決定を目標としたものではないと記してゐる點である。優劣を判じない理由として「見者思慮所好各異。何執一偏。抑重代未必得風骨。風骨未必依宏才。宏才未必詠秀歌。々々未必限名人。悉兼之者獨步古今。不兼之者互有得失。取捨義區。敢勿是非」と記してゐるが、ここには、作者と作品とに關する徹底した見解が語られ、鋭さと見識の上に非凡なものある事がひらめかされてゐると同時に、ここにも亦、この歌合が一つの和歌撰集を撰定するといふ意圖のもとに成立せしめられたものである事が暗示せられてゐるといつてよいであらう。

序の内容を以上のやうに検討して來た事によつて、すでに、三百六十番歌合の撰集的性格はかなりあきらかにせられたと思ふ。しかし、以下、更に、この歌合自體の内容を検討して行かなくてはならない。

この歌合に就いて次に取りあげらるべきは、歌合として有數の大きさを持つといふ點であらう。「新古今和歌集」成立までの歌合の中でこれより大きい規模のものとしては、建仁元年から二年にかけて行はれた、空前絶後の老大きさと完備した機構とを持つ千五百番歌合があり、昭和十年三月號「國語と國文學」掲載、峯岸義秋氏「千五百番歌合の史的地位」参照。建久四年（一一九三年）に行はれた大歌合である六百番歌合がある。しかし、千五百番歌合以前のものとしては、三百六十番歌合は六百番歌合に次ぐものなのであつた。「新古今和歌集」以後の歌合でこれらに比すべき大きさを持つものでは、南朝五百番歌合
天授元年（一三三七年）南朝七百番歌合應永二十二年（一四一五年）耕正廣三百六十番歌合年月未詳。正廣
（一三七五年）雲判。七百番歌合序がある。正廣三百六十番歌合は正徹の門下。のごときがその名を知られ

てゐる。この中、正廣三百六十番歌合は、春秋・夏冬・戀雜の三部に分つてあり、三百六十番といふ番數の歌合としては今問題にしてゐる三百六十番歌合と同様であるが、各番の左右を春の歌と秋の歌、夏の歌と冬の歌、戀の歌と雜の歌といふやうに對偶的に配列してゐる點は「新撰和歌」の様式をそのまま用ひてゐると考へられる。すなはち、正廣三百六十番歌合は、三百六十番歌合にならふと同時に三百六十番歌合の源をなした「新撰和歌」の様式にもならつてゐるわけである。

次に、この歌合に加へられてゐる作品が、各作者の非常にひろい範圍と非常に長い期間とにわたるものであるといふ點に注目せられる。今容易に擧げ得るもののみでも、久安百首三百六十番歌合、雜二、治承題百首夏二十六番、左大臣。、文治二年二見浦百首秋九番、左、定家。、文治六年五社百首雜五十九番、左、釋阿。、花月百首秋二十一番、左大臣。、建久二年十題百首春四番、左、定家。、南海漁夫百首冬三十三番、左大臣。、建久四年六百番歌合春七十番、左、左大臣。、守覺法親王家五十首夏三十二番、左、釋阿。、正治二年初度百首、正治二年第二度百首、治承二年賀茂社歌合「新續古今和歌集」による。雜六十四番、左、法印靜賢。、建久六年民部卿家歌合春三十九番、左、權中納言兼宗。、建仁元年老若五十首歌合・建仁元年新宮撰歌合のごときに於いて詠まれた作があり、又、「新古今和歌集」卷第八哀傷歌の部に「前大納言光賴、春身まかりにけるを、桂なる所にて、とかくして歸り侍りけるに」春十六番、左、入道右兵衛督。と詞書せられてある作、「新拾遺和歌集」卷第十五戀歌五に「文遣はしける女の、後には返事もせず侍りければ」雜三十二番、左、生蓮。と詞書せられてある作、「玉葉和歌集」卷第十七雜歌四に「八月の頃、はらからに後れて侍りける、おなじ年の十月、法橋顯昭、又いもうとなくなりぬと聞きてつかはしける」雜三十七番、左、法印靜賢。と詞書せられてある作のごときもあるのである。かういふ事を以てしても撰集的性格がいかにかいぢるしいかが知り得られるであらう。

次に、この歌合に加へられてゐる作者が注目せられるのであつて、これが相當興味深い問題を持つてゐる。先にも觸れた通り、この歌合の作者は當時生存の歌人三十六人であり公任の三十六歌仙にならつてえらばれたものであつ

た。但し、式子内親王に關する問題。今、三十六人の歌人を列擧して見ると次のやうになる。

後鳥羽上皇・左大臣(良經)・前關白(兼實)・前齋院(式子内親王)・天台座主(慈圓)・釋阿(俊成)・定家朝臣・越前・隆信朝臣・内大臣(源通親)・權大納言(忠良)・家隆朝臣・前宮内卿(季經)・有家朝臣・寂蓮・前中納言(隆房)・生蓮(師光)・鴨長明・小侍從・丹後・入道左兵衛督(惟方)・三宮(惟明親王)・仁和寺宮(守覺法親王)・權中納言(兼宗)・宮内卿・權中納言(公繼)・顯昭・雅經・入道左大臣(實房)・讚岐・覺盛・祝部允盛・正三位經家卿・太皇太后宮大夫(季能)・法印靜賢・祐盛

こころみにこれを千五百番歌合の作者三十人及び判者十人と比較して見るに、千五百番歌合の判者十人(すなはち、後鳥羽上皇・忠良・通親・季經・顯昭・俊成・良經・定家・師光・慈圓)はすべて三百六十番歌合の作者であり、千五百番歌合の作者に加へられてゐて三百六十番歌合の作者の中に見えないのは、俊成卿女・源通具・源通光・源具親・藤原公經・藤原保季・源家長・藤原良平の八人であるが、俊成卿女「新古今」に二や「新古今和歌集」撰者の一人である源通具「新古今」にや源通光「新古今」に藤原公經「新古今」に源具親「新古今」に師光の子で宮内卿の兄。等の名が見えないのは物足りないけれども、他の三人は「新古今和歌集」には三首乃至二首藤原保季・源家長いづれの程度であるかも三首。藤原良平二首。の程度であるから、三百六十番歌合には當時の代表歌人は大體加へられてゐると見る事が出来るであらう。建仁元年二月に行はれた老若五十首歌合の作者十人、すなはち、後鳥羽上皇・良經・忠良・慈圓・定家・家隆・寂蓮・雅經・宮内局・越前の諸歌人はすべてこの歌合の作者であるし、建仁元年七月二十七日に二條殿に和歌所が再興せられた際に先づ寄人となつた十一人、すなはち、良經・通親・慈圓・俊成・通具・有家・定家・家隆・雅經・具親・寂蓮及び後から寄人に加へられたといふ三人、すなはち、隆信・長明・秀能の合計十四人「明月記」・「源家」の中、通具・具親・秀能をのぞいた人々はいづれもこの歌合の作者とせられてゐるのである。

以上のやうに觀て來て、比較的目ぼしい歌人で三百六十番歌合に加へられてゐない人物を數へあげるとすれば、

知り得る。一體、通具・通光・秀能の年齢を辿つて見ると、通具は嘉祿三年（一二二七年）に五十七歳、通光は寶治二年（一二四八年）に六十二歳、秀能は仁治元年（一二四〇年）に五十七歳でそれぞれ歿してゐるから、建仁元年（一二〇一年）には、通具は三十一歳、通光は十五歳、秀能は十八歳であつたわけである。これらの歌人はいづれも建仁元年から同二年にわたつて催された千五百番歌合の作者に選ばれてはゐるが、通具は別として、通光・秀能の二人は未だ年少者であり、建仁元年の前年に當る正治二年から計畫せられた三百六十番歌合に加へられる程の歌人的實力が認められるに至つてゐなかつたのだと見るのがよいかと思ふ。通光と秀能とが正治二年の百首歌の作者にも加へられてゐないのはその故であらう。當時の歌合を検して見ても、通光の名が歌合にあらはれ始めるのは建仁元年の六月頃に詠進せしめられた千五百番歌合や建仁二年五月二十六日の影供歌合からであり、秀能の名が歌合にあらはれ始めるのも千五百番歌合や同年八月三日の影供歌合からである。小島吉雄博士も、「新古今和歌集の研究 續篇」所收「藤原秀能とその歌」といふ御論考に於いて、秀能の最初の和歌は正治二年二月八日の院の當座御會の歌であり、爾來、その力量も日とともに進み、建仁元年八月三日の影供歌合や同年八月十五夜の撰歌合の前後から歌人としての地位が高まつて來たのだといふ事を述べてゐられる。一方、通具の方は、建仁元年には既に三十一歳であつたから年少者といふわけには行かない。しかし、通具の名が歌合にあらはれ始めるのは建仁元年三月二十九日の新宮撰歌合であるから、やはり、三百六十番歌合の作者が定められた頃は未だ歌人的地位が事實さ程高くは認められてゐなかつたのだとすべきであらうか。又、通具の室俊成卿女にしても、その名が歌合にあらはれ始めるのは千五百番歌合や同年八月十五夜の撰歌合からなのである。俊成卿女が三百六十番歌合に加へられなかつたのも、同様の理由によるものと見られるのである。右のやうな事實は、一面において、新古今時代の歌人として「新古今和歌集」中にあつて名の聞えてゐる作者の中には、建仁元年の千五百番歌合百首詠進の頃からすぐれた力量を發揮し始めた作者が相當にあつた事

を物語る事實としても興味深いものがある。

なほ、三百六十番歌合の三十六人の歌人の中には、當時のすぐれた歌人の大方が加へられてゐるとともに、「新古今和歌集」に一首の作品も見せなかつた覺盛・祐盛・允成のごときや一首の作品しか見せなかつた季經・惟方・法印・靜賢のごときも加へられてゐる。これは、一つには「緇素定數」といふやうな作者選抜の態度がさうなさしめたものであらうが、一つには、歌壇が建仁期といふ新古今的なものの絶頂に入る一步以前にあり、さういふ新しい流れの中に重なり合つてゐる古い流れも相當に重んぜられざるを得なかつた事にもよるのであらう。又、他面、作品の評価とか作者の位置づけといふ問題にはこのやうな結果は往々にして見られるのである。定家はその作者の中に加へられる事の爲に、俊成がかの有名な「和字奏狀」まで書いた程の正治二年の百首歌に就いて見ても、例へば、同百首歌の作者である隆實といふ歌人の作品は「新古今和歌集」の中に一首も見えないし、季保といふ歌人の作品は「新古今和歌集」の中に一首しか見えないのである。三百六十番歌合の今問題にした作者の中、季經は博学顯昭の弟、「枕草紙註」の著があつた外、六條家の有力な歌人として千五百番歌合の判者にもなつてゐるし顯昭も「新古今和歌集」には二首だけ入集。覺盛には「三十六人十八番」があつたし「和歌色葉」・祐盛は歌合にも活躍してゐた外、「難歌撰」といふ著もあつた「和歌色葉」である。そして、それにもかかはらず、彼等の作品の「新古今和歌集」への入集状況は前記の通りなのである。

三百六十番歌合に於いて最も興味があるのは各作者の歌数の問題であらう。この歌合の全歌數七百二十首を作者別に整理して見る時、この歌合の撰定者が持つてゐた撰歌規準が明瞭に認め得られる事を知るのである。今、各作者に就いて、その歌數の最も多い方から順次にならべて示して見よう。但し、ここでは、「續群書類從」本を基とし、あきらかでない作者は次のやうに取扱ふ事とする。

(1) 秋部、十四番、右。「續群書類從」本に「權大納言」とせられてあり、山岸本に「權中納言公」とせられてあるが

山岸本に従ふ事とする。

(2)冬部、七十二番。「續群書類従」本に、左の作者が「釋阿」右の作者が、「權中納言」とせられてあり、山岸本

に、左の作者が「釋阿」右の作者が「權中納言公」とせられてあるが、次の理由によつて、左の作者を「權中納言」右の作者を「釋阿」とする。右の歌「ひととせは一よばかりの心ちしてやそぢあまりを夢にみるかな」は、

「續古今和歌集」卷第六冬部に「年の暮によみ侍りける」と詞書が附せられて「皇太后宮大夫俊成」の作とせられてゐるものであるから、作者の「釋阿」とせられてある方に従ふべきである。したがつて、左の歌の作者は「權中納言」と見るのが自然であらう。なほ、この「權中納言」は、山岸本によつて「公繼」として取扱ふ。

(3)秋部、二番、左。「續群書類従」本にも山岸本にも單に「權中納言」とのみ記されてゐるから、これは「兼宗」であるか「公繼」であるかあきらかでないままで數へる事とする。

右以外はすべて「續群書類従」本に従ふ事としたい。なほ、この歌合に作者を誤つてゐると認められるところがあるが、ここでは歌合の記載に従ふ。又、表には、「千載」「新古今」二集への入集歌數をも合はせ示して参考とした。但し、二集への入集歌數は「作者部類」によつたのである。

作者	三百六十番歌 合入撰歌數	「千載」入集 歌數	「新古今」入 集歌數	「千載」「新古今」 二集入集歌合計
後鳥羽上皇	三九	〇	三五	三五
式子内親王	三九	九	四九	五八
良經	三九	七	八〇	八七
慈圓	三九	八	九一	九九
俊成	三九	三六	七三	一〇九

三百六十番歌合

宮	惟	覺	公	兼	隆	讚	季	雅	師	實	小	丹	顯	有	隆	守	通	兼	忠	定	家	寂
內											侍					覺	法					
卿	方	盛	繼	宗	房	岐	經	經	光	房	從	後	昭	家	信	王	親	實	良	家	隆	蓮

九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
			(又)	(又)																		

〇 一 三 〇 一 五 四 五 〇 六 六 四 三 三 一 七 九 六 五 五 八 五 七

一 一 〇 五 二 二 六 一 二 三 四 七 九 二 九 三 五 六 一 三 五 四 七 四 二 三 九

一 五 二 三 五 三 七 〇 六 二 九 〇 一 一 二 一 五 〇 〇 一 四 一 二 二 八 一 〇 五 四 七 四 六

ここに於いて目ざましいものがあつたといふ事情によるのである。しかし、三百六十番歌合には、歌人に對する「千載和歌集」時代からの評價もかなりに重んぜられてゐるところがあり、六條家對御子左家の對立といふ歌壇的空氣を超越してゐるところもあるために、かへつて、抱擁力の大きい和歌撰集として、一種の重みを加へてゐる事もたしかであらう。そして、さういふ特色を持ちつつ、建仁期の歌壇の最高潮へ、やがて、「新古今和歌集」の成立へといふ力強い鼓動を響かせてゐるのが三百六十番歌合であるといへるであらう。

最後に、この歌合の特色の一つとして、各部の一番の左に据ゑられてゐる作品がことごとく後鳥羽上皇の御作であるといふ事實を指摘して置かなくてはならない。

第一、春部。一番、左。御製

、いつしかとかすめる空ものどかにてゆく末とほしけさの初春

第二、夏部。一番、左。御製

みわたせばなごりはしばし霞めども春にはあらぬ空のあけぼの

第三、秋部。一番、左。御製

秋やときしぐれやおそき三室山そめぬ梢にあらしふくなり

第四、冬部。一番、左。御製

秋くるるかねのひびきはすがはらやふしみの里の冬のあけぼの

第五、雑部。一番、左。御製

萬代のすゑもはるかにみゆるかなみもすそ川の春のあけぼの

右の五首の中、「いつしかと」「秋くるる」「萬代の」の三首は正治二年初度百首の中の御作であり、「みわたせば」「秋やとき」の二首は建仁元年二月の老若五十首歌合の中の御作であるが、各部の首歌がこれら後鳥羽上皇の御作によつて飾られてゐるといふ事は、先の撰歌規準と共に、この歌合の撰定者がいかに周到的な用意を持つてゐたかを

示してゐる。そして、この事は、又、その撰定者は、新古今時代が後鳥羽上皇を主動者として最高潮に高まつて行きつつあつた時代的空氣をいかに深く吸つて生きてゐた人物であつたかをも充分に示してゐるといひ得るのである。

以上の考察は、序と歌合自體の性格とにわたるものであつたが、これによつて、三百六十番歌合がいちじるしく撰集的性格のまさつたものである事、撰定者の並々でない抱負がうかがはれる事、そこから新古今時代の最高潮に近づいてゆく鼓動が力強く響いて來る事等を充分にあきらかにし得るのではなからうかと思ふ。

三 作品の位置

では、三百六十番歌合に撰入せられてゐる作品はいかなる程度のものであつたか。それを測定する方法の一つとして、ここには、この歌合の中に見える作品で勅撰和歌集の中にも見出だし得られるものに就いて調査した結果を眺めて見る事としよう。

私の調査したところによると、この歌合の全作品七百二十首の中、「千載和歌集」及びそれ以後の勅撰和歌集の中にも見出だし得られるものは百八十首にのぼる。すなはち、次の通りである。勅撰和歌集に於ける所在位置は括弧内に「国歌大観」の番號を以て示した。

「千載和歌集」 二首

夏九番左（夏、一六九）・秋七十番右（秋下、三四一）この歌の作者、歌合には祐盛となつてゐるが「千載」には俊盛法師となつてゐる。

「新古今和歌集」 六〇首

春一番右（春上、一）・春六番左（春上、二三）・春十六番右（哀傷、七六七）・春十七番左（春上、三一）・春二十八番右（春上、四五）・春三十番右（春上、五二）・春四十九番左（雜上、一四六五）・春五十番右（雜上、一四六六）・春六十二番右（春下、一三〇）・春七十番左（春下、一四七）・夏五番右（夏、一八三）・夏十五番右（夏、二二〇）・夏二十五番左（夏、

二〇二)・夏二十九番右(夏、二四〇)・夏三十番右(夏、二三八)・夏三十二番左(夏、二四一)・夏四十四番右(羈旅、九四四)・夏五十二番右(羈旅、九三二)・夏六十九番左(釋教、一九四八)・秋二番右(秋上、三〇八)・秋六番左(戀五、一三〇五)・秋九番左(秋上、三六三)・秋十番右(秋上、三九〇)・秋二十九番左(秋上、三八〇)・秋四十五番左(秋上、三四一)・秋六十番右(秋下、四三八)・秋六十一番左(秋下、四四三)・秋六十五番右(秋下、五二七)・秋六十八番右(秋下、四八五)・冬四番右(秋下、五三四)・冬二十二番左(冬、六一〇)・冬二十五番左(冬、六〇四)・冬三十五番左(冬、六八三)・冬四十一番右(冬、六七七)・冬四十八番左(冬、六五一)・冬五十九番左(冬、六三九)・冬六十番右(神祇、一八八九)・冬六十八番右(羈旅、九四七)・雜二番左(神祇、一八九六)・雜七番右(雜中、一六〇一)・雜十一番右(羈旅、九七七)・雜十三番左(羈旅、九三三)・雜十六番左(羈旅、九四八)・雜二十五番右(雜下、一八四六)・雜三十一番左(戀四、一二九九)・雜三十三番左(戀四、一三〇三)・雜三十九番右(戀四、一二八六)・雜四十三番右(戀三、一二二七)・雜四十四番右(戀一、一〇七四)・雜四十五番右(戀五、一三八六)・雜四十六番左(戀一、一〇三〇)・雜五十番右(雜上、一五六一)・雜五十一番右(雜下、一七七〇)・雜五十三番右(釋教、一九三四)・雜五十四番左(雜下、一七六七)・雜五十五番右(雜中、一六六二)・雜六十二番左(雜下、一七八一)・雜六十二番右(雜下、一八四〇)・雜六十五番右(雜中、一六六四)・雜六十九番右(雜下、一八〇五)

「新勅撰和歌集」 一六首

春十五番右(春上、四七)・春二十九番右(春上、四〇)・春四十番右(春上、七一)・春四十一番左(春上、六九)・春五十七番右(春下、一一二)・夏三十六番右(夏、一六四)・秋二十六番右(秋上、二五四)・秋四十番左(秋下、二九〇)・秋四十番右(秋上、二六一)・秋五十四番右(冬、四三六)・冬四十一番左(雜四、一二九八)・冬四十三番右(冬、四二四)・冬四十五番左(羈旅、五二〇)・雜十七番左(羈旅、五三六)・雜三十四番左(戀三、八二九)・雜四十四番左(戀五、九七二)

「續後撰和歌集」 九首

春四十五番左(春中、七四)・春五十六番左(春中、一〇四)・春六十二番左(春下、一二八)・春六十四番右(春下、一二一)・夏四十一番左(夏、一九九)・秋十六番右(秋中、三六〇)・秋三十六番右(雜上、一〇六九)・雜五十七番左(羈旅、一三一〇)・雜五十九番左(雜中、一一八五)

「續古今和歌集」 二一首

春四十四番左（春下、二一一）・春六十六番右（春下、一四七）・夏三十二番右（夏、二四九）・夏五十一番右（夏、二七三）・夏六十番左（夏、二七八）この歌の作者、歌合には權大納言（忠良）となつてゐるが「續古今」には前中納言定家となつてゐる。一拾遺愚草にある作で「續古今」の方が正しい。・秋四十八番右（秋上三四七）「續古今」のこの歌の詞書に「建仁の頃百首の歌奉りしに」とあるが、正治二年第二度百首歌の作である。・秋五十五番左（秋上、三七九）・秋六十三番左（秋下、五一七）・冬十番右（冬、五六〇）・冬十一番右（羈旅、九一一）・冬三十二番右（羈旅、九四八）・冬三十八番右（冬、六五四）・冬七十二番右（冬、六八九）この歌の作者、「續群書類從」本に「權中納言（釋阿イ）」となつて居り、山岸本に「權中納言公」となつてゐるが、「續古今」に「皇太后宮大夫俊成」となつてゐる。「續群書類從」本の「釋阿イ」に従ふべ・雜四番左（神祇、七二八）この歌の作者、歌合には正三位經家となつてゐるが、「續古今」には正三位知家となつてゐる。不審。・雜九番右（離別、八六二）・雜十一番左（羈旅、九三四）・雜二十二番右（戀一、九六七）・雜二十九番右（戀一、九六六）「續古今」のこの歌の詞書に「崇徳院の百首の歌奉りけるに」とあるが、「長秋詠藻」によれば百首歌の作てはなく女性に贈つたものである。・雜三十四番右（戀二、一一二一）・雜三十六番右（戀五、一三六八）・雜四十番右（戀一、一〇五〇）

「續拾遺和歌集」 九首

春四十二番右（春下、七五）・夏五十八番右（夏、二〇四）・秋三十七番右（秋下、三二七）・秋三十八番左（秋下、三二二）・秋四十一番左（冬、四一一）・冬四十六番左（冬、四二〇）・冬六十番左（神祇、一四三九）・冬六十三番右（冬、四二四）・雜二十二番左（戀一、七六九）

「新後撰和歌集」 一一首

春三十番左（春上、四一）・春四十六番左（春下、八七）・秋十四番左（秋下、三八三）・雜八番左（雜中、一三八二）・雜十番左（羈旅、五八三）・雜二十四番右（戀三、一〇二五）・雜三十番右（戀三、一〇四五）・雜四十番左（戀一、八二五）・雜四十八番右（戀六、一一七九）・雜五十八番右（雜中、一四一〇）・雜七十二番右（釋教、六三四）

「玉葉和歌集」 一五首

春二十一番右（春上、五八）・春三十一番右（春上、一〇三）・春五十六番右（春下、二二〇）・夏十番右（夏、三四七）・夏

二十六番左(夏三七二)・夏六十三番左(夏、四二六)・秋二十七番左(秋下、六九九)・秋二十九番右(秋下、六七一)
この歌の作者、歌合には丹後となつて居り、「玉葉」には二條院・秋四十四番左(秋上、五一〇)・秋五十九番右(秋上、五七八)・秋六十二番左(秋上、五五〇)・冬四番左(冬、八八〇)・冬十六番右(冬、八五六)・冬五十番右(冬、九一六)・雜三十七番左(雜四、二三二〇)

「續千載和歌集」 一首

春五十二番左(春下、一一二)

「續後拾遺和歌集」 五首

夏四十三番右(羈旅、五五九)・秋四十九番左(秋下、三七九)・冬六十四番右(冬、四六九)・雜六番右(雜上、九七〇)
この歌の作者、歌合には仁和寺宮(守覺法親王)となつてゐるが、「續後拾遺」には入道二品親王覺性となつてゐる。いづれも仁和寺に入られた方である。この一首は「北院御室御集」にも「出觀集」にも見當らないので、今はいづれの宮の御作とも決定しがたいが、「續後拾遺」・雜四十二番左(戀二、七二七)に従ふべきであらうか。

「風雅和歌集」 一〇首

春二十番左(春上、五〇)・春四十九番右(雜下、一九六九)はこの歌の作者、歌合には生蓮(師光)となつてゐるが、「風雅」にた作だといふ「風雅」の詞書からしても寂念法師の作と考へられる。寂念法師が常磐の山里にゐた時に源仲正の許に贈つた集に「爲業ときはに堂供養しけるに云々」とあるのでも知られる。爲業は出家して寂念といつたのである。夏二十四番右(夏、三二三)・夏四十五番右(夏、三九一)・夏六十番右(夏、四二七)・秋二十五番左(秋中、五八七)・冬三十九番左(冬、八〇一)・冬六十三番左(冬、七八九)・雜五十七番右(雜下、一八四六)この歌の作者、歌合には前中納言(藤原隆房)となつてゐる。藤原惟規は「後拾遺」の作者で、寛弘時代の人。雜六十五番左(雜中、一七五九)作品の趣も古いから恐らく惟規の作が誤られたのであらう。

「新千載和歌集」 四首

春三十九番左(春下、一一二)・冬三十二番左(羈旅、八一八)・雜二十番右(戀一、一〇六二)・雜四十二番右(戀一、一〇三四)

「新拾遺和歌集」 三首

夏五十番右(戀三、一一五六)・雜三十二番左(戀五、一三七七)・雜三十五番右(戀二、一〇九三)

「新後拾遺和歌集」 二首

冬五十九番右(雜秋、七九二)・冬六十一番左(羈旅、九二六)

「新續古今和歌集」 二二一首

夏五番左(夏、二二九)この歌の作者、歌合には内大臣(源通親)となつてゐるが、「新續古今」には前中納言定家と
 右(夏二六九)・秋四番右(秋上、三八〇)・秋六番右(秋上、三八六)・秋七番右(雜上、一七五一)・秋三十七番左(秋
 下、五四九)・秋四十八番左(秋上、四一三)・冬二十番右(冬、六一九)・冬、六十七番右(雜上、一七九九)・雜十番右(雜
 中、一八〇五)・雜六十四番左(神祇、二〇九六)・雜六十四番右(雜中、一八五八) 以上

右の百八十首の勅撰和歌集入集歌を三百六十番歌合の五つの部立にしたがつて分類表示して見ると次のやうにな
 る。

	春	夏	秋	冬	雜	計
千載	〇	一	一	〇	〇	二
新古今	一〇	九	一〇	九	二二	六〇
新勅撰	五	一	四	三	三	一六
續後撰	四	一	二	〇	二	九
續古今	二	三	三	五	八	二一
續拾遺	一	一	三	三	一	九
新後撰	二	〇	一	〇	八	一一

三百六十番歌合

玉	葉	三	三	五	三	一	一五
續	千	一	〇	〇	〇	〇	一
續	後	〇	一	一	一	二	五
風	雅	二	三	一	二	二	一〇
新	千	一	〇	〇	一	二	四
新	拾	〇	一	〇	〇	二	三
新	後	〇	〇	〇	二	〇	二
新	續	〇	二	五	二	三	一二
計		三一	二六	三六	三一	五六	一八〇

右に示した勅撰和歌集入集歌一覧によつてあきらかであるやうに、勅撰和歌集入集歌の總計は百八十首であるから、三百六十番歌合の全歌數七百二十首の中少くともその四分の一は中世の勅撰和歌集に入集せしめられ得る程度の作品であつたといふ事になるが、又、各部の歌の勅撰和歌集入集狀況は、春三十一首、夏二十六首、秋三十六首、冬三十一首、雜五十六首といふのであるから、各部共にすぐれた作品を相當に充實せしめてゐるといふ事になる。特に雜の部は百四十四首の中五十六首が勅撰和歌集に入集せしめられてゐるといふ充實ぶりである。又、最も多くの作品が入集せしめられてゐる勅撰和歌集は「新古今和歌集」で、實に六十首にのぼるといふ事は、この歌合の作品が新古今時代のものとしていかに充實してゐるかを物語つてゐるといふべきであらう。千五百番歌合の作品三千首の中から「新古今和歌集」に入集せしめられてゐるのは八十二首である昭和五年一月「水鏡」特輯號掲載が、それも三百六十番

歌合の歌の入集比率には遙かに及ばないのである。

なほ、「千載和歌集」に入集せしめられてゐる作品が二首に過ぎないのは、この歌合が「千載和歌集」及びそれ以前の勅撰和歌集に入集せしめられてゐない作品を以て構成せられる事が意圖せられたからであると解すべきであらう。夏の部、九番、左に加へられてゐる前關白（兼實）の歌、

五月雨にぬれぬれひかむ菖蒲草ぬまのいはがき浪もこそせ

は「千載和歌集」夏歌の部に見えるものであり、秋の部、七十番、右に祐盛の作として加へられてゐる歌、

衣うつ音をきくにぞしられる里とほからぬ草枕とは

は同じく「千載和歌集」秋歌下の部に見えるものである。但し、「千載」によれば、この歌は俊盛の作である。が、恐らく、この歌合の撰定者の注意が及ばなかつた故の誤りであらう。

四 新古今和歌集との關係

先に見た通り、三百六十番歌合に加へられてゐる作品で「新古今和歌集」に入集せしめられてゐるものは六十首といふ多數にのぼつてゐるが、その中から佳品を抄録して見よう。

み吉野は山もかすみて白雪のふりにし里に春は來にけり歌合には初句「みよし野の」

良 經

空はなほ霞みもやらず風さえて雪げに曇る春の夜の月

良 經

梅が香に昔をとへば春の月こたへぬかげぞ袖にうつれる歌合には初句「梅がえに」

家 隆

ながめつるけふは昔になりぬとも軒端の梅はわれを忘るな

式子内親王

山たかみ嶺の嵐に散る花の月にあまぎるあけがたの空

二條院讚岐

吉野山花のふる里跡たえてむなしき枝に春風ぞ吹く

わが心いかにせよとてほととぎす雲間の月のかげに鳴くらむ

雨そそぐ花橋に風過ぎて山ほととぎす雲になくなり

かへりこぬ昔を今と思ひねの夢の枕にほふたちばな

誰かまた花橋におもひ出でむわれも昔の人となりなば

夏刈の葦のかりねもあはれなり玉江の月のあけがたの空

うたたねの朝けの袖にかはるなりならず扇の秋の初風

見わたせば花もみぢもなかりけり浦の苫屋の秋の夕暮

ふけゆかば煙もあらじ鹽がまのうらみなはてそ秋の夜の月

ながめわびぬ秋よりほかの宿もがな野にも山にも月やすむらむ

桐の葉もふみ分け難くなりけりかならず人を待つとなけれど

影とめし露のやどりを思ひ出でて霜にあと問ふ淺茅生の月歌合には第二句「冬のやどりや」

秋の色をはらひはててや久方の月のかつらに木がらしの風

雪降れば嶺のまさか木埋れて月にみがける天の香具山

志賀の浦や遠ざかりゆく浪間よりこほりて出づる有明の月

月さゆるみたらし川に影見えて水に摺れる山あるの袖

和歌の浦を松の葉ごしに眺むれば梢によするあまの釣舟

立ちかへりまたも来て見む松島やをじまの苫屋波にあらすな

良 經

俊 成

俊 成

式子内親王

俊 成

俊 成

式子内親王

定 家

慈 圓

式子内親王

式子内親王

雅 經

雅 經

俊 成

家 隆

俊 成

寂 薄

俊 成

松がねのをじまが磯の小夜枕いたくな濡れそ蜚の袖かは

式子内親王

世の中を思ひつらねてながむればむなしき空にきゆる白雲

俊成

忘れじの言の葉いかにけむ頼めし暮は秋風ぞ吹く

宜秋門院丹後

あとたえて淺茅が末になりけり頼めし宿の庭の白露

二條院讚岐

つらきをも恨みぬわれにならふなようき身を知らぬ人もこそあれ

小侍從

逢ふと見て事ぞともなくあけにけりはかなの夢の忘れがたみや

家隆

わが戀は松をしぐれの染めかねて眞葛が原に風騒ぐなり

慈圓

極樂へまだわが心ゆきつかすひつじのあゆみしばしとどまれ

慈圓

しきみつむ山路の露に濡れにけり曉おきの墨ぞめの袖

小侍從

竹の葉に風吹きよわる夕暮のものあはれは秋としもなし

宮内卿

以上のやうな作品が「新古今和歌集」においていかに新古今的なものであるかは多言を要しないであらう。このやうな佳品を集め得た撰定者は、先に觀得たやうな新舊歌人に對する抱擁力の大きさと同時に、新古今的な世界を深く鋭く生きてゐた非凡さをも感ぜしめないでは措かない。

しかし、更に注目せらるべきは、次のやうな點でも、三百六十番歌合が「新古今和歌集」と淺くない關係にあつた事を思はしめるといふ事である。

三百六十番歌合の第一、春部、一番の組合はせは、

左

御製

いつしかとかすめる空ものどかにてゆく末とほしけさの初春

三百六十番歌合

右

左大臣

みよし野の山もかすみてしら雪のふりにし里に春はきにけり
である。しかるに、左大臣良經の「みよし野の」「但し、「新古今」その他「みよし野は」その歌は「新古今和歌集」においても卷頭の歌となつてゐる。

又、三百六十番歌合における作品の配列と「新古今和歌集」におけるそれとの間に單なる偶然の暗合とは認め難い近似點がある事も見のがし得ない。すなはち、次に示す通りである。括弧内は「新古今」における所在位置。「国歌大観」の番號によつて示した。

○春部、五十八番右（春上、四五）

春部、三十八番右（春上、五二）

○春部、四十九番左（雜上、一四六五）

春部、五十番右（雜上、一四六六）

○夏部、二十九番右（夏、二四〇）

夏部、三十番右（夏、二三八）

夏部、三十二番左（夏、二四一）

○秋部、六十番右（秋下、四三八）

秋部、六十一番左（秋下、四四三）

○雜部、三十一番左（戀四、一二九九）

雜部、三十三番左（戀四、一三〇三）

風巻景次郎先生は、「新古今時代」所收の御論考「新古今集編纂にはたらいた意識」において、「新古今和歌集」撰定の際に作品の配列といふ事にいかに周到な注意と繊細な感覺とがはたらかされたかをあきらかにせられたが、右に指摘したやうな作品配列の近似點の見出だされる事は、「新古今」編纂の呼吸と三百六十番歌合編纂の呼吸との親

近性に單なる暗合以上のものがある事を物語つてゐる。

以上のやうな諸點から、もはや、三百六十番歌合が、「新古今和歌集」の撰定に當つて使用せられた數々の資料の中にあつて、甚だ有力な資料となつたものであると見てよいであらう。

五 撰定者に就いて

三百六十番歌合が誰の手によつて成つたものであるかは惜しい事にあきらかにし難い。太田水穂先生の「日本和歌論」中の「俊成論」等には俊成がこの歌合の判者であるとせられてゐる。この歌合には元來判は無かつたのだから、これは誤りであるとするより外ないが、俊成を撰定者と考へる事なども具合が悪い事は後に觸れる通りである。「和歌略目録」にもこの歌合の名はとどめられるところが無かつたし、當時の記録類に徴して見ても、この歌合に關する記事は管見に入るところが無い。しかし、これほどの内容の充實と識見の高さを持つ點からするならば、この歌合は一人の手によつて成つたものではないかも知れないし、又、並々でない歌人の手によつて成つたものであるに相違ないと斷定しても誤りが無いであらう。そこで、次に、この歌合の撰定者を推定するに参考となり得るやうな點として氣づいたところを記しとどめて置く事としたい。

第一に考へられる事は、正治二年の再度の百首歌を容易に見得る範圍の人物であり、老若五十首歌合と新宮撰歌合とのいづれにも關係した歌人であらうといふ事である。さういふ範圍内で人物を探すとすれば、老若五十首歌合の作者十人、すなはち、後鳥羽上皇・良經・慈圓・定家・家隆・寂蓮・忠良・雅經・宮内卿・越前の中の誰かといふ事になるかと思ふ。そして、その中で、この歌合の規模や漢文序からいつて宮内卿と越前との二人の女流歌人は問題外に置いてよいであらうし、この歌合において、定家の歌が誤られて忠良の作とせられて居り、同じく定家の歌が誤られ

て源通親の作とせられてゐる等からして、定家や忠良も該當者ではないとせらるべきであらう。さうすると、一應、三百六十番歌合の撰定者は後鳥羽上皇・良經・慈圓・家隆・寂蓮・雅經の中の誰かではあるまいかといふ見當がつけられるであらう。

第二に、右のやうな歌人の範圍もしくほそれに近い人物の範圍を考へる時には、そこに、三百六十番歌合の撰定者は九條家流の歌人か御子左家流の歌人かといふ事が取り上げ得られるであらう。しかるに、他面、この歌合の撰定者は、政界の對立的關係にあつた土御門家と九條家、歌壇の對立的關係にあつた六條家と御子左家のそれぞれに對して甚だ公平で抱擁力の大きい態度を以て臨んでゐた事が知り得られる。さうして見ると、九條家の人物ではあつたが、教養が豊かで詩歌文章にすぐれ、生新な新古今歌風を高く生きると共に、圓滿な人格者として、政界・歌壇に於ける對立を超越してもゐた藤原良經小島吉雄博士「新古今和歌集の研究續篇」参照。のごときが最もふさはしいといふ事になるのであらうか。

第三に、良經の作品で三百六十番歌合に加へられてゐるもの三十九首の中、二十九首までが藤原俊成の判による後京極自歌合に見えるものであるといふ點が指摘せられる。この事は、良經の後京極自歌合が三百六十番歌合の資料とせられた事をあきらかに物語つてゐると思ふ。特に、後京極自歌合の一番の右に据ゑられてゐる佳品、

みよし野は山もかすみてしら雪のふりにし里に春はきにけり

は、三百六十番歌合においても春部、一番の右に据ゑられてゐるのである。しかも、この一首が「新古今和歌集」の巻頭の歌でもある事は先に觸れた。

撰定者の範圍を推定せしめると考へ得られる諸點は以上のやうなところである。かう觀て來た感じでは、識見の高さ、抱擁力の大きさ、見渡しの廣さ等のいづれにも渡る人物として、藤原俊成のごときも考へ得られはするが、建仁元年に八十八歳になつてゐた俊成を考へると大分無理があるやうに思はれる。ともあれ、三百六十番歌合は、良經もしくは良經に近い人々の中で識見の上からいつても並々ならない歌人の手によつて撰定せられたものであらう。しか

し、今は、それ以上の事はわからない。

六 結 語

三百六十番歌合の成立した正治二年から建仁元年に續く頃は、歌壇の緊張が最高潮に到達しつつあり、「新古今和歌集」といふ偉大な結晶への一路を辿りつつある時期であつた。そして、三百六十番歌合は、以上に觀て來たやうな大きい抱負と充實した内容と當時の歌壇的見渡しとを兼ね備へて「新古今和歌集」につらなつてゐる歌合なのである。三百六十番、總歌數七百二十首といふこの大歌合の成立は、「新古今和歌集」成立への力強い前奏曲を奏するものとして、和歌史的意義も決して少なくないといふべきであらう。

附 記

この論考をなすに當つては、玉井幸助先生・山岸徳平先生・能勢朝次先生・川口久雄兄・小西甚一兄の御助言をいただいた。ここに附記して深甚の謝意を表したい。この論考の輪郭は、かつて、東京文理大の國文學會で發表した事があり、舊稿に屬するが、和歌史研究に携はる人々に多少とも参考になれば幸ひである。